

平成4年4月

税理士法改正に関する意見

全国青年税理士連盟

改正意見の基本的な考え方

はじめに

今回、当連盟の税理士法改正に関する意見をまとめるにあたり、その基本的な考え方を述べる。

まず税理士法の改正を考えるにあたって、現行法をどのように手直すべきかというアプローチの方法はとらなかった。

我々は将来を見据えた「税理士制度のあるべき姿」という視点からの検討をおこなったのである。このことは、ともすれば当連盟の改正意見に対して「改正不可能である」とか「現実離れしている」といった批判を引き起こすかもしれない。しかし真に必要なことは、今後わが国が民主的な租税国家として発展してゆくために、税理士制度がどうあるべきかということ自体が問わなければならないという点である。

我々は税理士法改正に関する意見を、このような基本的視点からとりまとめた。

当連盟は、このような「税理士制度はどうか」といった基本的視点に立った改正への論議が、より広くなされることを望むものである。

また各单位青税においては、この意見を参考として、各地の実情を取り入れながらさらに検討を加えていただければ幸である。

1. 税理士の使命の明確化

昭和46年7月、日本税理士会連合会が作成した「税理士法改正に関する基本要綱」（以下「基本要綱」という）はすでに公表されてから20余年の歳月が経過し、若手税理士のなかにはその存在さえも知らない者が多くなっている。このことは「基本要綱」公表後の20余年の税理士制度が、後退ないし停滞の歴史であったことの証左かもしれない。

しかし税理士法改正を考えるようとする時、この「基本要綱」が指し示す“税理士の使命”は今もわれわれの心に新鮮に、脈々と生き続けていることを感じる。

すなわち「税理士は、租税に関する職業専門化であり、納税者の代理人として実定法による納税義務の実現および権利救済に奉仕することは当然であるが、さらに租税の憲法的意義をふまえて、租税制度全般にわたって国民の権利を擁護すべき立場を堅持すべきものと認められる。」との「基本要綱」の考え方は、現在もわれわれの考える“税理士の使命”そのものであるといえる。

租税がますます国民の生活に密着し、また一層複雑化している現在、この「基本要綱

」に示された使命を実現することが、われわれに与えられた役割であり、また「国民のための税理士制度」を確立する途であると考ええる。

2. 将来を見据えた税理士の業務

われわれは税理士業務の問題を検討する場合の基本的視点を、ともすれば陥り易い「業務範囲の拡張」ではなく、「納税者の真の利益」という観点におくべきであると考ええる。このような視点からすれば現在緊急の検討課題とされている次の問題については、以下のように考えられる。

不動産会社等が自己の営業のために行う「仮設的税務相談」は、本質的に自己の利益に資するための税務相談であり、「納税者の真の利益」と背反する。よって税理士法上、これらの税務相談を規制するべきである。

税理士業務の独占性（有償・無償独占）を税理士法第2条の改正によってさらに強化するべきであるとの意見がある。しかしその業務の独占性を強めれば強めるほど、一方において小規模納税者に対する援助規定等、義務の拡大を受けざるを得なくなり、税理士は税務行政の下請機関のような状況を呈することになるのではないか。

単に業務の独占性を強化するという方向からではなく、何が「納税者の真の利益」に合致するかという視点から、税理士の業務範囲についての検討がなされることが必要と考えられる。

次に税理士法人の問題であるが、その必要とされる理由の中心は納税者の要求による税理士業務の高度化、多様化にある。確かに税務自体またその周辺業務の範囲は著しく拡大しており、個々の税理士がこれらの業務の全てをおこなうことは困難な状況となりつつある。このような状況に処するために、税理士がその業務を共同して行うことに関しては全く異論のないところである。

しかし、その共同業務の受け皿としての組織形態が税理士法人制度の創設に直結するか否かについては、議論の別れるところである。詳しくは各論においてのべるが、税理士法人についてはその大規模化の問題、またパートナーシップについては現行法規（所得税等）についての問題が未解決である。

3. 税理士の資格及び税理士試験の改革

現在、税理士会会員の平均年齢が60才以上に達している。このような異常な状況は危機的とすらいえるだろう。税務官公署勤務者に対する特別試験制度、また昭和55年改正による試験の免除制度等によって大量の税理士登録がなされた結果が今日の状況を招い

た。税理士法の改正において最も緊急に改革されなければならない課題は、この税理士の資格制度であろう。資格制度はその専門的職業の全体像を決定する重要な入り口である。21世紀の税理士制度を考えると、いまこの資格制度の改革に手をつけることが必要である。

次に、上記の資格制度の抜本的改正がなされたうえで、現行税理士試験制度についても改正が必要であると考えられる。現行の試験は余りにも技術的、瑣末的な側面が強くまた合格率も非常に低くなっている。

当連盟の改正意見では税理士試験を試験制度と、研修制度とに分け、試験では民法、商法を含めたうえで基本的に必要な専門知識の有無を判定し、合格者も多くすることが必要だと考えている。その後研修として、税理士となるのに必要な専門的応用能力を養成する目的をもって、税法の実務及び税理士法を研修科目として課すべきであると考えられる。

このような改正によって、国民の信頼に答うる、高度な資格職業としての資質を確保でき、より多くの税理士志望者を集めることができるのではないか。

4. 権利、義務の拡充と整備

現行税理士法は余りにも取締り立法的色彩が強く、納税者の租税上の権利を擁護し、もって適正な納税義務の実現をはかるという税理士の使命を達成するうえで、阻害要因となっている。よって税理士業務の遂行上、基本的に必要な最小の規定を残し、あとは税理士会が自主的に制定する倫理規定に委ねるべきである。

次に近代民主租税国家においては、納税者の納税上の権利を守るために、租税行政手続法が規定されなければならない。これらの諸法規が整備されれば、その反面として納税者の適正な納税義務の実現を援助すべき税理士の職業法である、税理士法においても所要の整備が必要となるであろう。

しかし現在わが国においては租税行政手続法は制定されてはいない。よってこれらの法規が制定されるまでは、憲法に規定する納税者の権利を擁護するために、基本的に必要なものを税理士の業務上の権利として、税理士法の改正意見にもり込んだ。

5. 自主権の確立

当連盟の基本的な考え方は、税理士の使命が、憲法に規定する国民の租税に関する権利を擁護し、適正な義務の履行を援助することにある、とするものである。

一方公務員はまた、憲法を尊重し擁護する義務を負うものであり（憲法99条）、税理士と公務員はともに憲法の枠組のうえで、ともに同じ使命と責任を有するのであるが、立場上の相違から、税法上の解釈適用あるいは事実の認定に関連して対立関係に立つ場合のあることは避けられないことである。（「基本要綱」より）

よって、税理士がその使命を達成するためには、税務官公署と対等な立場に立つ自由職業人としての立場が保障されなければならない。現行税理士法のように税理士が監督官庁の強力な監督権のもとに服している状況は、国民の租税に関する権利を擁護するうえで大きな障害となっている。

したがって、税理士の自主権の確立のために、税理士会及び日本税理士会連合会に関し、当連盟は税理士法第49条の16（総会の決議の取り消し及び役員解任）に象徴されるような税理士法諸規定の改正が必要であると考えます。

税 理 士 の 使 命

意見 税理士法第1条を次のように改める。

1. 税理士は、納税者の権利を擁護し、憲法に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする。
2. 税理士は、前項の使命にもとづき、誠実にその職務を行い、納税者の信頼にこたえるとともに、租税制度の改善に努力しなければならない。

理由 上記改正案は、昭和46年日本税理士会連合会が公表した「税理士法改正に関する基本要綱」をベースとしている。唯一異なるところは“憲法に定められた納税義務”としたことである。

税理士法第1条は、税理士法全体を包括する規定であり、また税理士制度の根幹をなす規定である。基本要綱は全国の良識ある税理士の叡知の結集であり、全国青年税理士連盟の総会宣言にも“基本要綱の理念にそって”とあるとおり、その理念は今われわれのなかに生き続けている。

唯一“憲法に定められた納税義務”としたのは次の理由による。

近代民主租税国家の理念は“租税法律主義”（憲法第84条）に始まる。そしてわが国憲法は“納税の義務”（憲法第30条）を定めると同時に、“国民の財産権”（憲法第29条）そして“国民の生存権”（憲法第25条）を定めている。

そこには“租税を負担する能力に応じて租税を負担する”という「応能負担原則」が導き出される。

またこれらの諸規定とわが国憲法の主権在民主義より、申告納税制度の持つ意義が見出されるのである。

税理士の使命は、このような憲法秩序に従った国民の納税義務の適正な実現にあることを税理士法上からも明確にするため、上記のように改めることが必要である。

税 理 士 の 業 務

意見 1. 第2条第1項第3号を次のように改める。

「……の計算に関する事項について、相談及び将来的な課税要件事実の発生を前提とする個別の税額計算等に応ずることをいう。」

2. 第2条第2項として、次の規定を新設する。

「税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税務訴訟において出廷陳述することを業として行うことができる。」

3. 税理士法第2条第2項の新設に伴い、現行第2項を第3項へ繰り下げる。

理由 1. 不動産業者等の他業界が行う、いわゆる「仮設的税務相談」は、本質的に自己の利益に資するための税務相談であり、この意味で本来的に納税者の利益に反することになる。またその資本力、広告力、法的規制の無さ（税理士に比較して）を利用した営業手段としての「仮設的税務相談」を放置すれば、いずれ税務代理等の税理士業務にも業務侵害が生ずると考えられるため、税理士法の改正によってこれらの相談が税理士業務に含まれることを明確にし、規制をかけるべきである。

2. 納税者の権利をより擁護する観点からは、その納税者の申告、不服申立等を終始一貫して代理してきた税理士が、租税訴訟において当事者または訴訟代理人と供に出廷し陳述できる必要性がある。よって税理士法に、これらを業として行えることを規定すべきである。

検討 有償、無償独占と納税者の利益

税理士業務は現在、有償、無償に拘らず税理士以外が行ってはならないこととなっている。これは租税収入が国家を支える基本財源であり、その租税収入の安定的確保という目的からは、納税者の税務を援助する業務を税理士に有償、無償に拘らず独占させておく方が徴税上都合がよく、また納税援助業務の質を確保できるという行政目的があるからである。

このことは税理士にとっては業務を独占でき、また納税者には一定の水準のサービスが受けられるという利点が与えられる一方、経済的に依頼できない納税者には専門家の便益を受けられないことになる。

そのため小規模納税者に対する種々の援助が義務化され、この援助業務の内容は一部税務署の下請のような状況を呈している。

また近年、国民の生活と意識のなかにも税は密着したものとなり、あらゆる場所で税の問題が論じられる結果、さきほど延べた「仮設的税務相談」や「不動産コンサルタント」問題に象徴されるような、税理士の職域に対する実質的侵害が起きているのが現状である。

しかし、これらの問題に対してただ単に、税理士法の改正によって税理士の業務独占性を強化し、職域を確保するだけの方途では、本当の問題の解決とはならないと考えられる。それは税理士の業務の独占性を強めれば強めるだけ、その反面としての義務も強化されなければならないからである。もし権利のみを主張し、義務を果さないなら、それはまさに税理士に対する不信を生み出すであろう。

問われなければならないのは、「納税者の真の利益」に合致するか否かという視点である。そのような視点から税理士法の改正が検討されることによって、本当に国民に不可欠な制度として定着してゆくと考えるのである。

このような視点からすれば、「仮設的税務相談」等の問題に対しては、規制すべきことは当然としても、未来的税務相談に応じるべく税理士自体がその業務の

範囲を広げ、また応じることのできる組織の開発などによって、これらの要望に積極的に応えていかなければならない。

また経済的理由により税理士に依頼できない小規模な納税者については、自主性をもった税理士会が小規模納税者に対する援助をより充実させ、積極的にその機構を整備してゆくべきである。

税 理 士 法 人 の 創 設 に つ い て

意見 共同税理士事務所の制度化の一つの選択肢として、税理士法人につき検討すべきである。

また共同税理士事務所の制度化については、パートナーシップ方式の方向での検討も同時におこなうべきである。

理由 一つの制度が社会的に容認されるか否かは、その時代の社会的要請による。

現在、税理士業務の多様化、高度化は周知の一致するところであり、これらの問題に対する税理士業務の共同化がもつ有効性には、誰も意義を挟むものではない。よって「納税者のニーズに対応可能な税理士制度」を検討する場合、税理士法人制度を一つの選択肢として充分検討をするべきであると考え。この場合にも当連盟としては、税理士個人が共同して税理士業務を行うという人的結合に意義を見出しているため、現在提案されている法人形体の選択肢としては日税連中間意見B案を検討すべきであると考えている。

また税理士の資格は自然人に対して一身専属の資格として与えられたものであり、その使命は納税者の権利を擁護すべきところにあることから、その共同的業務形体は法律事務所において行われているパートナーシップ方式が適切であるという意見があり、この方式による検討も同時におこなうべきである。

検討 1. 税理士法人と大規模化

日税連中間意見書によれば、税理士法人の形態としてA案及びB案が併記されている。A案は法人自体を業務の主体とする方式であり、またB案は社員（出資者兼業務執行者）たる税理士が、連帯して業務の主体となる方式とされている。

いま税理士法人を認めた場合の不可避的な問題として、①税理士個人の独立性に対する影響、②監査法人の税理士業務への参入、③個人資本対法人資本の競争関係、④税理士法人を通しての国の監督強化などが予想されるが、特にその経済法則としての集中化、大規模化が大きな問題としてあげられている。特に税理士業界を取り巻く青色サービスセンター等の諸団体、銀行などの企業、監査法人の税務部門、官界出身者のグループ等々の潜在化している組織の存在には十分な留意をしなければならない。同書A案によれば社員は税理士に限るものとし、同時にその全てが業務執行権を有することとして、出資者と業務執行者を一致させているが、その数は5人以上としており上限は規定していない。また事務所の設置についても規制を設けていない。

これはA案が監査法人の規定を参考にしている理由によるものであるが、この場

合には上記のような大規模化の問題が現実的に予想されると考える。

2. パートナーシップ方式

パートナーシップ方式について、現行法規を前提として考えた場合には、複数の税理士個人間において結成される私的パートナーシップと、民法667条による組合契約が考えられる。

このようなパートナーシップ方式等を実際の業務のレベルにおいて実現させるためには、共同方式による業務執行方法、また共同方式による税理士事務所の名称登録等が税理士法において検討されなければならない。

さらに、今後の課題としてパートナーシップ法の制定（アメリカ等においては、すべての業種においてこの法律の適用が認められている）、また所得税法に所要の規定（現行所得税法の取扱では、すべての利益が各人に分配されたものとして取り扱われる）を設けることなどが検討されなければならないだろう。

3. 他の資格業種との協業

経済の国際化、情報化社会の発展を考えた場合、単に税理士事務所の共同化のための制度創設だけを考えるのではなく、将来は弁護士、司法書士、公認会計士、不動産鑑定士、社会保険労務士、行政書士など他の資格職業人との協業化の制度創設についても、新たな制度の問題として考察されなければならないだろう。

この場合には、医療法人のように「経営の場の提供」といった方向で考えられ、新たな法人制度の創設の問題となる。

試験免除制度

意見 第8条を削除する。

理由 資格制度は、その専門的職業の全体像を決定する重要な入り口である。

いま税理士制度は、税理士法制定当時より存在した特別税理士試験制度、および昭和55年改正による試験免除制度（税理士法第8条）によって、危機的情況にあるといえる。税務官公署退職者による大量の税理士登録によって、その登録者全体に対する比率は過半以上となり、また全税理士の平均年齢を60歳以上という異常な数値に押し上げている。

その結果、シャウブ勧告により「納税者の代理を立派につとめ、税務官吏をして法律に従って行動することを助ける積極的で見聞の広い職業群」として創設された税理士制度は、現在では一部税務官公署の出先機関かのような情況を呈しているのが事実である。

このような情況を改革することこそが、税理士法改正における最重要課題であり、そのためにはいまこの免除制度を全部廃止しなければならない。

税 理 士 の 資 格

意見 試験免除制度が全廃されたことを前提として、第3条を次のように改める。

税理士試験に合格した者で、所定の研修を修了した者は、税理士となる資格を有する。

理由 現行法においては、弁護士（弁護士となる資格を有するものを含む）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有するものを含む）について、無条件で税理士となることが認められているが、本来それぞれの資格制度の制定目的、また必要とされる知識が試される試験科目も異なることから、上記のように税理士試験の合格者のみに、資格を与えるべきである。

また税理士となるのに必要な高度な専門的応用能力を養成する目的をもって、税理士試験合格者に次に定める科目についての研修を義務付けることによって、納税者に対する税理士業務の質の高さを確保することとし、2年間の実務従事期間を削除した。

- 一 税法の実務
- 二 税理士法

税 理 士 試 験

意見 第6条から第7条を次のように改める。

(試験の目的及び試験科目)

第6条 税理士試験は、税理士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することを目的とし、次に定める科目について行う。

- 一 民法又は商法のいずれか一科目
- 二 所得税法および法人税法の二科目
- 三 相続税法
- 四 会計学のうち簿記論及び財務諸表論の二科目

(試験科目の一部免除)

第7条 税理士試験において試験科目のうち一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

- 2 第一次の試験科目であった科目のうち試験科目でなくなったものについては、当該科目は、前条に掲げられている試験科目とみなす。

理由 税務官公署勤務者に対する試験の免除制度、弁護士及び公認会計士についての税理士資格の認定を前記意見のように抜本的に改正することが前提条件となるが、それらがなされた後には現行の税理士試験制度についても改正が必要である。

現行の試験はこれを受験した者の経験からすれば、余りにも技術的、瑣末的な側面が強く、また科目別合格制とはいえ合格率は非常に低い。

当連盟の意見は、税理士試験を試験制度と研修制度とに分けることを提案

している。試験においては税理士業務において必要な知識である民法、商法を含めたところで、税理士となるのに基本的に必要な専門的学識の有無を判定することとしている。またこの税理士試験の合格率は現行のそれよりも高くすべきであるとする。

勤務税理士

意見 税理士法第40条第1項を次のように改めるべきである。

「税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。ただし、他の税理士事務所に勤務する税理士は、本人の選択によりこの限りではない。」

理由 税理士法は当初より、税理士は独立し、開業することを前提としており、他の税理士事務所に勤務する税理士（いわゆる勤務税理士）を予定していなかった。しかし現在この勤務税理士の数は全税理士の数割に達するまでになっている。

この勤務税理士について、所長税理士との間の雇用関係に服するのみであることもあるので、税理士法第40条第1項の事務所設置義務を、実情に合わせて本人の選択により省略しようとするものである。

税 理 士 の 権 利 及 び 義 務

意見 税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）、第41条（帳簿作成の義務）、第41条の2（使用人に対する監督義務）、第41条の3（助言義務）を削除し、新たに税理士会が制定する倫理規定に移行させるべきである。

理由 税理士の使命は本来、納税者の正当な税務上の権利を擁護し、もって適正な納税義務の実現をはかることにある。しかし現行税理士法のこれら取締り立法的な色彩の強い諸規定は、上記税理士の使命を達成するうえでむしろ阻害要因となっている。むろん税理士がその職責上遵守すべき事項は、罰則規定とともに必要であるが、上記諸規定についてはむしろ税理士会が新たに制定する倫理規定に移行させるべきである。

税理士法改正において、自らを律する意味において、税理士法第1条（税理士の使命）のあとに税理士の倫理規定を創設し、今後自治権を確立すべき方策とする考え方があがるが、このような考え方からも倫理規定への移行を検討すべきである。

業 務 の 制 限

意見 税理士法第42条を次のように改めるべきである。

「国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職前2年以内に占めていた職の所掌に属すべき……」

理由 この規定は、先に述べたような税理士法第8条の改正がなされればほぼ必要はなくなる。

しかし現行法を前提とすると、税務職員出身の税理士が退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るといったことがある場合には、税理士業界内部の秩序に少なからざる混乱を招くことが懸念されるほか、税務官公署に在職中における公務の執行について、それが公正に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑をもたれないとも限らない。（「新税理士法要説」日税連編）

上記の考え方からすれば、現行の1年以内という期間は余りにも短く、またこの規定自体がそれほど機能を果たしていないという現状を鑑みるに、公正な税務行政の執行を期待するという面から、この期間を2年以内と改正すべきである。

税 務 調 査 の 通 知

意見 税理士法第34条を次のように改めるべきである。

「税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関し第30条〔税務代理の権限の明示〕の規定による書面を提出している税理士があるときは、政令で定める場合を除き、2週間の期間をおいてあらかじめ、当該税理士に対して、その調査の日時、場所等を通知しなければならない。」

理由 現行税理士法第34条は「当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出している税理士があるときは、合わせて当該税理士に対しその調査の日時、場所を通知しなければならない。」としている。

これは納税者に対しその調査の日時場所を通知しないときは、その関与税理士に対しても通知を要しないものと解され、事前の通知のない調査の横行ないし、税理士の代理権の軽視につながっているところである。

よって、現行法の規定を上記のように改正することにより、原則としてすべての税務調査につき事前通知を義務付けるとともに、政令によって事前通知を行うことが、適正な課税の執行上、客観的にみて障害となる場合を規定して、例外として定めるべきである。

なお、本項より以下〔調査理由の開示〕、〔税理士の意見聴取〕、〔調査終了の通知〕、〔閲覧・謄写権〕までの規定は本来税務行政手続法に規定されるべきものであるが、同法がわが国において制定されるまでは、税理士法に規定をおくものとする。

調 査 理 由 の 開 示

意見 税理士法第34条第2項として、次の規定を創設するべきである。

「前項の調査に際し、税務官公署の当該職員は、別に定める手続により、調査の目的及び理由について、事前に開示しなければならない。」

理由 税務調査が合理的かつ客観的な必要性に基づいて実施されることは、税務行政本来の目的からして当然に疑いを差しはさむ余地の無いところではあるが、この合理性、客観性が納税者に対してなんら説明も無く実施されている現状は、税務調査の実施基準における合理性ないし客観性の判断自体が課税庁側の裁量権に全く委ねられているかのような状況を生みだしている。

税務調査は当然に、受ける側に対して一定の受任義務をとめない、営業活動の休止、調査への対応の受任などを強いられるところから、その客観性、合理性は納税者の側においても理解できるものでなくてはならず、税務調査においてその目的、及び理由が全く開示されないという現状は、納税者の適正な権利保護という観点からはとうてい容認できないものである。

よって、納税者の権利保護、また適正な税務行政の推進という観点からも上記規定が創設されることが必要である。

(検討) 開示される目的、及び理由の範囲、具体性、そして調査の範囲がその目的及び理由に拘束されるか否かなどにつき、今後検討が必要である。

税 理 士 の 意 見 の 聴 取

意見 税理士法第53条第3項として、次の規定を創設すべきである。

「税務署長並びに市町村及び都道府県の長は、税務調査の結果納税申告書につき更正をし、又は決定をする場合において、当該申告書又は事案について第30条〔税務代理の権限の明示〕の規定による書面を提出している税理士のあるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。」

また、現行税理士法第35条第3項は削除すべきである。

理由 現行税理士法においては第35条第1項及び第2項において税理士の意見の聴取が規定されているが、これは第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の書面が添付されている申告書の更正、および国税不服申立に関して調査する場合といった特殊な事案において規定されているにすぎない。

本来、税務調査によって更正、又は決定を行う場合に、税務代理権を有する税理士に意見を述べる機会を与えることは、行政手続における聴聞手続に該当し、また民主的な租税確定過程において不可欠な手続であると考えられる。利益侵害行政である租税行政において、行政処分の直前において、この意見聴取の手続を設けることは、納税者の権利を保護するとともに、納税者の不服申立等の事後救済事案を少なくし、適正、かつ能率的な行政に資するうえにおいても有効な手続であると考えられる。

調 査 終 了 の 通 知

意見 税理士法第34条第3項として、次の規定を創設するべきである。

「税務官公署の当該職員は、調査が終了した場合において、当該租税に関し第30条〔税務代理の権限の明示〕の規定による書面を提出している税理士があるときは、その調査が終了した旨をすみやかに当該税理士に通知しなければならない。」

理由 税務調査の開始によって、納税者はその調査に関して受任義務を負うことになる。この受任義務は調査の終了とともに解除されなければならない。しかし現状はなんら規定が無いために調査が終了したか否かが明確でない場合が多く、このような状況のもとでは納税者はいつまでたっても受任義務より解放されないこととなる。

税務調査においては納税者の協力が不可欠であり、こうした協力を求めるうえでも適正な手続の遵守が求められなければならない。よって税務調査が終了した場合には、その調査を行った税務職員が、納税者の代理人である税理士にその旨を通知しなければならないとすべきである。

閲 覧 ・ 謄 写 権

意見 税理士法第4章〔税理士の権利及び義務〕に次の条文を創設すべきである。

「税理士は、その第2条に規定する事務をおこなうため必要とする場合においては、納税者の委任により、税務官公署に対して書類の閲覧、謄写及び撮影をすることができる。」

また、国税通則法第96条第2項の「審査請求人は」を「審査請求人及びその代理人は」と改正すべきである。

理由 納税者が税務官公署に対し提出した書類は、税務官公署の管理下に置かれるのであるが、それらの書類に対しては納税者の権利が本来的に及ぶものと考えられる。また納税義務の適正な履行を実現するうえにおいても、納税者の委任のもと、それを代理する税理士に対し納税書類の閲覧、謄写等の権利が認められるべきである。

税 理 士 会

意見 税理士法第49条を次のように改める。

1. 税理士は、都道府県ごとに、一の税理士会を設立しなければならない。
2. 税理士会は、税理士の職責にかんがみ、その品位を保持し、税理士業務の改善
進歩に資するため、支部及び会員に対する指導、研修、連絡及び監督に関する
事務を行うことを目的とする。
3. 税理士会は、法人とする。

税理士法第49条の2（税理士会の会則）のなかで、「大蔵大臣の認可」とある
のを「日本税理士連合会の承認」と改める。

税理士法第49条の11を削除する。

理由 税理士会が自主権を持たなければならないことからすれば、税理士会の設立につ
いても税理士会の自主的な意志に委ねられるべきである。

税 理 士 会 の 支 部

意見 税理士法第49条の3を次のように改める。

1. 税理士会は、必要に応じて支部を設けることができる。
2. 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、研修、連絡及び監督を行う。

税理士法第49条の6（入会及び退会）のうち第2項中、所属税理士会が設立されている区域の変更による移転部分を削除する。

理由 税理士会が自主権を持たなければならないことからすれば、支部の設置についても税理士会の自主的な意志に委ねられるべきである。

総 会 の 決 議 等 の 報 告

意見 税理士法第49条の9を次のように改める。

税理士会は、大蔵大臣から税務行政上必要があるとして総会の決議又は役員就任、退任の報告を求められた場合には、役員会の承認のもとにこれを報告する。

理由 税理士業務を遂行するに際し、税理士会の自治権の必要性は当然のことである。このことからして、税務行政庁への報告等も当然強制的なものであってはならず、それは税理士会の判断のもとに行われるべきである。

日本税理士連合会

意見 税理士法第49条の12を次のように改める。

1. 全国の税理士会は、日本税理士連合会を設立しなければならない。
2. 日本税理士連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士及び税理士会に対する指導、連絡及び監督に関する事務をおこない、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。
3. 日本税理士連合会は法人とする。
4. 税理士及び税理士会は、日本税理士連合会の会員となる。

理由 税理士は人に与えられた資格であり、そのことに関する諸問題については、当然税理士が直接会員となる団体において取り扱わなければならない。よって、日本税理士会連合会は、日本税理士連合会と改める必要がある。

日本税理士会連合会の会則

意見 税理士法第49条の13を次のように改める。

1. 第1項第4号（帳簿及びその作成に関する規定）を削除する。
2. 日本税理士連合会の会則（前項第2号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に限る。）を変更した場合には、日本税理士連合会は大蔵大臣に報告する。

理由 自治権を有する団体の会則は自らの総会の決議により律せられるべきである。ただし、税務行政上大きな影響を与えるものの変更については、大蔵大臣に報告する。

尚、税理士に対する直接的な指導等は税理士会の業務とすべきであることから、第1項第4号は削除する。

資格審査会

意見 税理士法第49条の15を次のように改める。

1. 各税理士会および日本税理士連合会にそれぞれ資格審査会をおく。
2. 会長は、日本税理士連合会の会長をもってこれに充てる。
3. 資格審査会は税理士会又は日本税理士連合会の請求により、第22条第1項の規定による登録若しくは拒否又は第25条第1項の規定による登録の取り消しについて審議を行うものとする。
4. 委員は税理士及び学識経験のある者の中から、会長が委嘱する。
5. 委員の任期は2年とする。ただし欠員が生じた場合の補欠の委員等、途中で就任した委員の任期は他の委員の残存期間と同じとする。

理由 税理士は租税に関し、国民の権利を擁護すべき使命を有し、又納税者の代理人としての責務を有することから、税務官公署とは常に対当の立場になければならない。

よって、税理士の資格審査機関は各税理士会内におくこととすべきである。

ただし、各税理士会の資格審査会の指導、調整等のため、又税理士からの直接的請求により日本税理士連合会内にも資格審査機関を設置しておくことは重要と考えられる。

総会の決議の取り消し及び役員解任

意見 税理士法第49条の16を削除する。

理由 税理士は租税に関し、国民の権利を擁護すべき使命を有し、また納税者の代理人として、その納税義務を適正に実現すべき責務を有しているのであるから、その使命を全うするためには、税務官公署とは常に対等な立場になければならない。

現行法のように、税理士並びに税理士団体が相手機関の強い監督権に服しているのでは、上記使命の達成の上に大きな障害となるばかりではなく、税理士制度の本質そのものが歪められるおそれがある。

したがって、租税行政庁の税理士に対する監督権を極力排除して、税理士に対する監督権は、税理士団体が保有することとし、税理士の自律性を尊重する必要がある。

そ の 他

意見 税理士法第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）、第50条（臨時の税務書類の作成等）、第55条（監督上の措置）および第57条（事務の委任）を削除すべきである。

補則（現行法を前提とした場合の問題について）

日本税理士会連合会会務執行規則について

（１）（表決権について）

日本税理士会連合会会務執行規則において会議とは正副会長会、常務理事会及び理事会をいう（１３条）とされており、当該会議における表決権は構成員一人につき１個とする（第１８条）とされている。

しかし当該方法では正副会長会及び常務理事会の決議が必ずしも全国の税理士の意見を反映したものとはなり得ない。

よって、表決権は全国の税理士数が反映される方法に変更されるべきである。

（２）（傍聴）

日本税理士会連合会会務執行規則は第２４条第２項において「議長は、出席構成員の過半数の同意を得て、税理士会の会員が会議を傍聴することを許すことができる。」と規定している。

しかし、税理士会や日本税理士会連合会は税理士のための具体的諸施策の執行機関であることを鑑みれば、本来、特段の事情のない限り、税理士の会議傍聴を認めるべきであり、同条を変更すべきである。

日本税理士会連合会会則について

（３）（議事録等の開示について）

日本税理士会連合会会則は第３２条において議事録の作成を、第８３条において財産目録の作成を規定しているが、その開示についてはなんら規定していない。

よって、正当な理由をもって開示を求めた税理士に対しては、開示する旨の規定を設けるべきである。

(4) (閲覧権・審査請求権(又は議案提出権))

第73条 税理士が本会に対して議事録あるいは財産目録その他の書類の閲覧を求めた場合には、業務執行上、特段の問題が無い限り、当該閲覧を許可しなければならない。

2 本会の事業開始の日現在における税理士名簿に記載されている税理士数の千分の一以上の数の税理士が、本会の業務の執行について意見の申立ての場を求めた場合には、本会は理事会において、当該意見を聴取してこれを審議し、その結果を当該者に文書をもって通知しなければならない。

なお当該通知は、その代表者に通知したことにより、全申立者に通知したものとみなす。

(注) 第73条の創設に伴い、現行の第73条以降を1条ずつくり下げる。

理由 現行の日本税理士会連合会会則は、日本税理士会連合会は税理士に対し直接指導、監督、訓示することができることとされており、かつ税理士は日本税理士会会則及び規則を遵守しなければならないとされている。

もちろん税理士名簿への登録に関する権限も有している。

しかし、税理士が日本税理士会連合会の行う業務については、説明を受け、意見を申出ることの規定がない。

よって、税理士の日本税理士会連合会に対する閲覧権・審議請求権(又は議案提出権)を創設すべきである。